

**○荒井分科員** 民主党の荒井聰でございます。初めて下村大臣とこのように議論する機会に恵まれました。実は、私は下村さんに関心を持っていました、あるいは親近感と言つていいかもしれません。

と申しますのは、私の父も、私が小学校六年生のとき、十二歳のときに心筋梗塞で突然亡くなったんですけれども、その亡くなるきっかけというのが、私の父も教育者でありまして、幼稚園から大学までつくりたい、そういう教育の夢を持っていて、高等学校までつくり、大学をつくりたいということで、文科省、当時の文部省に、設立の計画書を持ち、そして陳情書を持って行った。そして、帰ってきたその日に心筋梗塞で突然亡くなりました。

したがって、私の関係者には私学関係者が大変多いんですけども、なぜか文科委員会には今まで属することもなく、大臣とこういう議論をすることもなかったわけでございます。

さて、私はこの数年間、ずっと原発の事故の問題について、さまざま政治活動をしてきました。今度の原発事故は、津波という大

きな自然災害が発端となったんですけれども、しかし、これ全般について、私は、文科省の責任といたしますか、それも免れないというふうに思います。

現実のSPED Iの運用の仕方ということだけではなくて、使用済み核燃料の再処理の問題でありますとか、核燃料サイクルの問題でありますとか、あるいはCSCという国際条約に未加入であったという問題、さらには原賠法という原子力発電にかかわる基本的な法律、これは改正が必要なんですけれども、まだ未着手であるといったような、原子力行政全般の、これは旧科学技術庁が原子力行政の端緒をつくったわけですので、それらについての責任は大変あったのではないかとこのように思います。

きょうは、でも、そういう時間はございませんので、それらの話はいずれまた別途やりたいと思います。

二日に、先週の月曜日に、しばらくぶりに福島に行つてまいりました。福島は随分変わってきたなというか、あるいは、そこに住む人々の目や活動の仕方が生き生きとしてきたな、ひところの絶望に落胆をしていたその

状態から、少し何かが見えてきたというところがあるのかなという、そんな思いをいたしました。

その一つは、双葉郡に中高一貫高校をつくられた。それに文科省が非常にてこ入れをして、一つの復活の象徴として、私は、双葉郡の中高一貫高校というものを設立したのではないか。そして、その目玉人事といえますか、そこに文科省の職員を派遣する、恐らく地方の高校に文科省の職員が直接行ったという例は余りないんじゃないかと思えますけれども、そういう象徴例が福島の人に何かしらの明るい兆しを与えているのではないかとこのように思います。

そこで、この中高一貫高校、ふたば未来学園について、今後の見通し、特に中学校、中高一貫高校ですから中学生も入れていかなければいけないわけですけども、それらについての今後の見通しというものを大臣からお聞きしたいと思います。

**○下村国務大臣** 冒頭、私に対するコメントをありがとうございます。

私も、荒井委員のお父様がそのようなことをされていらつしゃつたということは存じ

上げておりませんでした。ぜひ、今後とも文部科学委員会等でいろいろと前向きな提案等をしていただければ、大変ありがたいというふうに思います。

私も、大臣になってすぐ視察に行ったところが福島でございまして、いわき市の平三中というところに行きまして、それは双葉郡から避難した子供たちが結構通っていた学校ということで、その子供たちからまず最初に話を聞きました。本当に大変な極限のような状況の中においても、子供たちというのは、将来に対する夢とか希望、志を頓挫しないで育んで頑張ろうと。その姿勢に感動し、ぜひ、被災地の子供たち、福島の子供たちのために、文部科学大臣としてやるべきことはベストを尽くそうということを、就任直後の視察に行ったときも改めて感じたわけでございます。

その中の一つが、御指摘されました福島県立ふたば未来学園であります。ここは、来月、四月に開校されます。復興の象徴であるとともに、子供たちが地域の抱える問題と向き合い、ふるさとのために何ができるのか、仲間とともに探求する場となっております。普通の高校ではなくて、ふるさと復興で

すが、その中に、アカデミック系列、それからトップアスリート系列、またスペシャリスト系列、三コースを総合学科の中に設けて、特徴ある学校教育をしていこうということであります。

このふたば未来学園高校への支援としては、文部科学省の職員、南郷市兵を副校長として派遣するとともに、平成二十七年予算案におきまして、施設整備やすぐれたカリキュラムを編成、実践するための予算を計上しております。

南郷市兵は、被災した直後から現地にずっと入って、教育関係者それから子供たちとの接点を持って、先頭に立ってやっていった職員でございまして、福島県サイドからも大変信頼の高い、そういう人間だということで、今回、副校長として出すことにいたしました。

新しい学校におきまして復興を担う人材を育成し、我が国の教育をリードする学校となるよう、またその中からたくさんのすぐれた人材が生まれてくるよう、人と財政両面から国としてしっかり応援してまいりたいと思います。

**○荒井分科員** そうなんです。復興というのは、特に今回の原発事故は、東京電力だけではなくて、政府に対する不信感にも一つ根差しているところがあるんですね。それを復活するには、顔の見える一人一人が真摯に被災者あるいは関係者と向き合っていくという、これは結構時間がかかるんだと思うんですね。一朝一夕にはその信頼を取り戻すことはできないと思います。

今現場で、環境省所管なんですけれども、除染事務所長というのが四人、五人いるのかな。彼らは全部農水省から派遣をされたんですけれども、彼らが全くわからない除染という事業に携わったとき何が一番困惑したかという、自分たちは頼まれて来たつもりで行ったわけですね、農水省から頼まれて来たつもりでしたら、受ける被災者の方は、そんなのお構いなしですね。政府の職員なんだからということで、非常に手厳しい批判を受けながらその仕事をやらざるを得なかった。その信頼を回復するのにやはり二年、三年かかったということを言っていました。

そういう意味では、顔の見える南郷君のような、彼のようなしつかりとした男が、その信頼を回復する大きな役割を、この双葉郡の

学校をつくるということだけではなくて、そういう役割を果たしたのかなというふうに思います。

それで、中高一貫高校をせっかくつくったわけですから、今までにないさまざまな取り組みをしてほしいと思います。

例えば、厚生労働省は幾つかの国立病院を持つているんですけども、その中でセンターとなる国立病院を西新宿につくりました。その西新宿に、メスの切れるお医者さんたちを集めるという大きなタイトルで、国立病院の中の相当優秀な若手をそこに集めて、モデル的な病院をつくったんですね。恐らく医療技術としては日本でも最高レベルだろうというふうに言われているんです。

そういうような、文科行政の中で、あるいは教育行政の中で、私が非常に気がかりなのは、各県ごと、あるいは町村ごとの教育委員会ごとに人事をやっていて、お互いに交流をするということが非常に少ないのではないかと。むしろ、東京都の教育者が福島と交流をするとか、あるいは北海道の人と交流をするとか、全国レベルでそういう交流のモデルみたいなことを、教育者の交流ということを考

えてもいい、そういうモデルとして使えるのではないかというふうに思うんですけども、大臣、どうですか。大臣の所見だけで結構です。

**○下村国務大臣** 非常に的確な御提言だというふうに私も思います。

私も、このふたば未来学園の開校式に国会日程が許せばぜひ行って、子供たちに、国としても全面的にやれることは何でも支援するということをしように思っております。

今、復興の小泉政務官がいろいろな各界の著名な方々を応援団にして、講師でそこに支援に行つて、子供たちに、先ほど申し上げたようないろいろな系列の中で、スペシャリスト、日本でもトップレベルの方々には講義をしてもらうというふうなことは進める予定であります。今御指摘の点も含めて、全国の教育委員会と福島の県教委も連携をしていただきながら、交流をすることによって、こういう被災地の極限の中で、子供たちがあすに夢を持って頑張ろうという学校が、どんな形で、ゼロからのスタートですから、よく見ていただいたり人的交流をするということ、これは福島県教育委員会それからほかの

教育委員会にとつてもプラスだと思えますので、そちらの方の人的交流についても、御提言を踏まえて検討してみたいと思います。

**○荒井分科員** ありがとうございます。

教育委員会は、ともすると、狭い範囲の中の社会というか、教育者だけの社会に閉じこもりがちで、もつと広い、さまざまな経験を踏んだ人を教育界の中に取り入れていく、そういう努力を文科省はするべきなんじゃないかなというふうに思います。

そこで、二番目なんですけれども、福島に行つたときに復興の兆しが見えたなと思つたもう一つの兆候は、まちづくりをしている若い人たちが、戻ってきたこともあるんですけども、その人たちが中心になって文化財の復活運動というものを熱心にやり始めたんです。

私も地域再生とか地域復興とかというのは農水省の官僚時代から手がけることが多かったんですけども、大体一定のパターンがあるんです。

それはどうということかという、その地域にある、資源というよりも、歴史とか文化と

か伝統とか、そういうものに目覚めて、あるいはそれを発掘して、あるいは仲間たちと一緒に勉強して、自分たちの持っている、昔の人たちが努力したこととか、そういうものを改めて認識して、それを象徴として祭りをつくっていく、そういう行動が、大体その地域の復活のときのパターンなんですね。

日本には、ねぶたとかいろいろ大きなお祭りがあるんですけども、その大きなお祭りも、大体、大きな災害の後に元気を取り戻そうとして、その地域の人たちが元気をつけていくため、大きくなったりということが多いというふうに言われています。

祭りは、神社仏閣との関係があるので、なかなか公的な機関が支援するわけにはいかないんですけども、ただ、福島の教育委員会が広瀬座という重要文化財、これなんですけれども、今いないんですけども、四百人ぐらいいれる、福島の田舎の方でやっていた農村歌舞伎がここでやられていたらしいんですけども、明治年間につくられた。よく保存されていました。

この保存されていた農村歌舞伎の広瀬座というところで、もう一度農村歌舞伎を復活

させよう、あるいは農村歌舞伎だけじゃなくて、東京でやっている、あるいは京都でやっているような、そういう歌舞伎の有名人にも来ていただいて、農村歌舞伎の復活にしよう、それを福島復活の象徴として頑張っていこうじゃないかという若い人たちが集まり出しました。

私は、これは物すごくいい兆候ですし、これを積極的に国レベルでもできることは応援してやったらいいのではないかとこのうに思います。特定の地域なのでどうかと思えますけれども、ただ、福島の場合にはやはりほかの地域と違うんだと思うんですね。被災三県、中でも福島という地域については特別な配慮があつてしかるべきじゃないかというふうに思うんです。

そのあたり、大臣、どうお考えでしょうか。

**○下村国務大臣** おっしゃるとおりだと思いますね。ぜひ、東日本大震災の後、お祭りイベント、農村歌舞伎によつてもう一度ふるさとに人が集まって、そしてそこからふるさとを復興させようということについては、しっかりと支援をしていく必要があると思います。

二〇二〇年のオリンピック・パラリンピックに向けて、東京だけでなく日本全体を活力のある国にしていきたいということの中で、全国津々浦々で文化芸術イベント、それは既存の伝統行事等を活性化させる、それをオリンピック・パラリンピックに向けた運動イベントとしてすることによって、そこに国内外から多くの方々も見に行くというようなことをぜひ考えていきたいというふうに思います。

具体的に、東日本大震災によりまして被災した国指定等文化財が、今現在で、国宝が五件、それから重要文化財が百六十件など、一都十八県で合計七百四十四件ありまして、特に被害が大きいものとしては、国庫補助を必要とするものが今九十二件あります。

被災した国指定等文化財の災害復旧事業

につきましては、通常の修理事業の補助率五〇%以上であるところ、これを七〇%以上にかさ上げして国庫補助を行つておりまして、当該補助のための経費として、平成二十三年度第三次補正予算に三十二億円、それから平成二十四年度予算に十九億円、平成二十五年度には十七億円、そして平成二十六年度に二十一億円、合計約八十九億円を計上しております。

ます。これらの補助によりまして、国庫補助を必要とする九十二件のうち、平成二十六年度末時点で約八六%、七十九件の復旧が完了する見込みであります。

また、平成二十七年度予算におきましても、被災した国指定等文化財の災害復旧事業に係る経費として約二十五億円を計上しております。今後とも被災文化財の速やかな復旧にも努めていきながら、地域のお祭り等イベントに対しても、しつかり国としても応援をしてまいりたいと思います。

○荒井分科員 福島では、有名な相馬野馬追というお祭りがあるんですけども、これも被災した翌年、福島の昔のお殿様の末裔がやるんじゃないか、復活させようじゃないかということ、相馬市長と相談をしながら復活させたんですね。これは、やはり一つの浜通りの地域の象徴になった、あるいは福島全体の一つの復活のきっかけになったのではないかと思います。

相馬野馬追を応援できるかどうかというのはまた別の話かもしれませんが、一番そこに行き届く目を持っているのは文科省だと思えますから、文科省はそういうところ

にも目を行き届かせて、重要文化財だとかあるいは無形文化財だとか、そういうものの復活と災害復旧というものの関連性にもっと関心を持ってもらいたいというふうに思います。

ところで、現地に行きましたら、細かい話だったんですけども、これは四百人入れるんです。四百人というのは、あの地域にとってはかなり大きな施設です。ただ、文化庁の規制から、三百人しか入れちゃだめだ、上の方は弱体化しているので二階を使っちゃだめだという規制を受けているらしいんです。

それは直せばいいじゃないか、私も技術屋ですから、ここにはりを入れてちよつとやれば、すぐ大丈夫だろうというふうに思うんですけども、文化財ですから、なかなかそれはきかない。ならば、少し予算を文化庁からもらってやったらどうだと言ったら、いや、文化財修復の予算というのはなかなかないので回ってこないんですという話をしました。

私は、文化財というのは使って何ぼだと思わうんですね。それだけ、その地域でいまだに使われているということがとても大事だ

というふうに思いますので、そのあたりはぜひ考慮していただければというふうに思います。

最後に、地域におけるスポーツ振興について、少しお話をさせてもらいたいと思うんですけども、最近のスポーツ、スポーツ庁、今度できたんですかね、オリンピックを目指してというか、プロ選手なり国際レベルの選手を養成するというところに私は力が行き過ぎているんじゃないかと。

本当のスポーツの楽しさ、あるいはスポーツの厳しさといいますか、特に競技スポーツというのは、勝つ人は一人しかいないわけです、最後まで勝ち抜くというのは。あと残った人たちは、全て負ける経験をしているわけですね。人生において負ける経験をちゃんとしていく、そういうこともとても大事なことだというふうに私は思うんですね。

そういうことを、中学生、まあ高校までになるとちよつと違うのかもしれないけれども、中学生時代にしっかりと体験させる、そしてスポーツの楽しさということを身につけさせるということがとても大事だと思わうんですけども、今、どうも中学校で、スポ

ーツクラブというか中学校のクラブ活動です。ね、それがどんどん減衰、減退をしているような感じがいたします。

これは恐らく、先生方がコーチのすべがないということと、それから、本来の職分ではなくて、別途の職分としてクラブ活動の指導などをやっているということから、時間的な余裕がないということなどもあって、それが減退しているのかなというふうにも思うんですけれども、これは初等教育におけるスポーツ振興ということもすっかり手がけていただきたいな、小さいところからのスポーツの楽しさを、あるいは厳しさを教えるということとは、私は教育上も大きな意味のあることだというふうに思うんですけれども、大臣、このあたりの所見はいかがですか。

**○久保政府参考人** スポーツの楽しさを子供たちに教えるというのは、大変大事なことであると考えてございます。

二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックを目指して競技力の向上を図ることも大事ではございますけれども、もともと、平成二十三年に超党派、全会一致で制定いただきましたスポーツ基本法におきましては、

最も大事なことは、日本国全体にスポーツを広げる、特に若者がスポーツをできるようにするというところでございまして、それに向けてまして、このスポーツ基本法に基づいて平成二十四年に作成いたしましたスポーツ基本計画の中におきましても、「学校の体育に関する活動や地域スポーツを通じて、子どもが十分に体を動かして、スポーツの楽しさや意義・価値を実感することができ環境の整備を図る。」というのを目標としているところでございます。

さらに、学校の体育、保健体育の授業に關しましても、学習指導要領において、例えば小学校の第一、二学年の目標では……（荒井分科員「短くして、いいから」と呼ぶ）はい。運動を楽しくできるようにすることが目標として書かれております。

そういった点で、学校の体育における活動、地域スポーツを通じて、学校と地域における子供のスポーツ機会がふえるように充実強化してまいりたいと考えております。

**○荒井分科員** 二十八分までしか時間がないうので、少し急いでください。

その意味では、赤羽にあるナショナルセンター、あれは非常に大きな成果を上げたと思います。あれは東京につくるだけではないか、もっと地域ごとにつくるべきではないか、そこで、選手の育成だけではなくて、コーチの育成もしっかりしていくことが必要なんじゃないかなというふうに思います。これはこの指摘だけにとどめます。

小さなことで大変恐縮なんですけれども、これだけ今テニスブームになりました、錦織がテニスブームをつくったわけですけれども、しかし、残念ながら、今テニスに關して、中体連に参加している地域というのは本当に少ないんです。それはなぜなのかというところ、私にもわかりません。

あるいは、日本は野球が非常に盛んなんですけれども、女子野球について、ある特定の人たちが関心を持っているんですけれども、これもまた広がりがありません。去年、宮崎で女子野球のワールドカップが行われ、優勝したんですけれども、恐らく、オリンピック種目になれば優勝すると思います。しかし、残念ながら、中学校や高等学校で女子野球のクラブを持っているというのは希有な例です。

特に首都圏内で、中学生ぐらいで、野球を続けたい、あるいは高校に入っても野球を続けたいという子供たちは結構いるんですけども、それらが行くところがなくて、ソフトボールに転向したりなんなりするらしいんですけども、男女共同でほとんどの種目はあるんですけども、野球だけないんですね。

それから、硬式テニスも中体連に参加できない。というのは、私は、どこかに、スポーツ行政の中に、ある種のしつかりとした問題把握をしていないのではないだろうか、テニスの場合には、ソフトテニスとの調整、つまり団体同士の調整の話が子供たちに影響を与えているんじゃないか、大人の都合で子供に影響を与えてしまっているのではないだろうか、そんなふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○**下村国務大臣** まず、女子野球につきましても、中学、高等学校とも運動部活動はあるものの、御指摘のように、数が少ないというのが現状であります。

運動部活動の運営については、各学校で生徒のニーズ等に応じて適切に判断するべき

ものでありますが、中には、横浜市のように、市内の女子軟式野球部員を集めて合同チームとして練習している例もあるというふう聞いております。今後、このような例の周知を図るなどして、各学校や自治体の工夫を促してまいりたいと思います。

テニスについては、いろいろな課題があるのではないかと思います。今御指摘がありました。私もちよつと調査をしてみたいと思います。

○**荒井分科員** きょうは、時間がありませんのでこの程度にしたいと思えますけれども、今、下村さんの周りですいろいろと批判があるのも私は承知しております。一刻も早く説明責任を果たしてこれらを払拭し、そして力強い文科行政を復活されることを指摘いたします。私の質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。